

【市民向け】新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策について、一覧にまとめました。

詳しい内容については市ホームページまたは広報紙をご覧ください。内容に追加・変更がある場合は、随時更新します。

※下記支援策以外にも、国・県の支援策などを市ホームページでお知らせしています。

令和3年9月10日現在

No.	支援策・概要	対象者	お問い合わせ先
1	<p>【誘客プロジェクト宿泊キャンペーン】 市内宿泊費の半額（上限1人3千円）を助成するほか、市内の飲食店・土産物店で利用できるクーポン券（1人千円分）を交付します。 ※対象の宿泊施設、飲食店などは市ホームページをご確認ください。 ●実施期間…7月21日(水)～令和4年1月31日(日) ※お盆時期（8月13日(金)～15日(日)及び、年末年始（12月29日(水)～令和4年1月3日(月)は対象外）</p>	期間内に、対象の宿泊施設に宿泊する長崎県民	地域振興部観光振興課 （西有家庁舎3階） ☎0957-73-6632
2	<p>【国民健康保険税の減免】 世帯の主たる生計維持者の令和3年の年間事業収入・給与収入などが令和2年より一定程度減少し要件に該当した世帯の国民健康保険税の全部または一部を減免します。 ●申請期限…令和4年3月31日(木) ●その他…感染拡大防止の観点から、申請受付は電話による事前予約制とします。</p>	国民健康保険の被保険者	市民生活部税務課 （西有家庁舎1階） ☎0957-73-6642
3	<p>【withコロナ時代の結婚式を応援する補助金】 令和2年3月1日から令和3年8月31日までの間に披露宴等の延期等をし、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に披露宴等を開催した夫婦に最大10万円を補助します。 ●申請期限…令和4年3月10日(木)</p>	申請時に夫婦が南島原市民であることなど	地域振興部地域づくり課 （西有家庁舎3階） ☎0957-73-6631
4	<p>【国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金】 支給要件を満たす場合に、傷病手当金を支給します。 ●支給金額…直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×（労務に服することができない期間の日数－3日間）</p>	新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険・後期高齢者医療保険被用者または感染が疑われる被用者	福祉保健部健康づくり課 （南有馬庁舎3階） ☎0957-73-6641
5	<p>【住居確保給付金】 支給要件を満たす場合に、一定期間、家賃相当額を市から家主へ支払います。 ●支給金額…家賃相当額（原則3カ月分）</p>	離職や廃業、やむを得ない休業などで家賃の支払いに困り、住居を失う恐れがある人など	市生活自立相談支援センター （保護課（南有馬庁舎3階）） ☎0957-73-6656

6	<p>【市営住宅の一時使用】 一時的に市営住宅を優先的に貸し出します（家賃は入居者負担、敷金免除）。 ●対象とする住宅…入居決定後、10日程度で入居できる住宅5戸 ●入居期間…原則、入居の日から1年以内</p>	解雇などにより、住まいの確保が困難となった人	建設部都市計画課 （有家庁舎1階） ☎0957-73-6677
7	<p>【水道料金・下水道使用料などの支払い猶予】 水道料金、下水道使用料などの支払いが、一時的に困難となった個人や事業者を対象に、分割納付または支払いの猶予の相談を受け付けます。 ●対象者…収入または事業の売上げが減少し、一時的に支払いが困難と認められる個人または事業者 ●対象料金…水道料金、下水道使用料（公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、コミュニティプラント施設使用料）</p>	南島原市民、事業者	水道部水道総務課 （衛生センター庁舎2階） ☎0957-73-6685
8	<p>【市奨学資金の償還猶予】 市奨学資金の償還猶予を受け付けます。 ●猶予要件…令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、収入が前年同期比で概ね20%以上減少していること</p>	市奨学資金償還対象者	教育委員会教育総務課 （南有馬庁舎2階） ☎0957-73-6701
9	<p>【就学援助】 市立の小・中学校に就学しているお子様が、学用品費や学校給食の心配をすることなく義務教育が受けられるよう、その費用の一部を援助します。 ●支給費目…学用品費、給食費など</p>	市立の小・中学校に就学している児童・生徒の保護者	教育委員会学校教育課 （南有馬庁舎2階） ☎0957-73-6702
10	<p>【うちごはん×南島原】 デリバリー（出前）やテイクアウト（お持ち帰り）を実施している飲食店を紹介。 地域ごとにデリバリーやテイクアウトなどを検索することができます。</p>	—	南島原市商工会 ☎0957-76-1500
11	<p>【新型コロナウイルスに便乗した詐欺・悪質商法】 特別定額給付金に便乗した詐欺や、新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送り付けなど、不審に思うことがあればご相談ください。 ●相談受付時間 ・午前8時30分～午後5時※土日祝日除く</p>	南島原市民	南島原市消費生活センター （西有家庁舎1階） ☎0957-82-3010